

議 事 日 程

平成30年3月29日

日程	議案番号	件 名
1		会期の決定について
2		会議録署名議員の指名について
3	議案第1号	高座清掃施設組合個人情報保護条例の一部改正について
4	議案第2号	平成29年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第3号）
5	議案第3号	平成30年度高座清掃施設組合一般会計予算

高座清掃施設組合議会会議録

平成30年第 1 回定例会

平成30年 3 月 29 日

高座清掃施設組合議会第1回定例会会議録

平成30年3月29日（木）午後2時30分、高座清掃施設組合議会第1回定例会を海老名市役所議事堂に招集した。

1 出席議員 13名

京 免 康 彦 君	星 野 久美子 君
金 江 大 志 君	池 田 徳 晴 君
佐 竹 百 里 君	加 藤 学 君
井 上 賢 二 君	森 下 賢 人 君
松 本 春 男 君	佐々木 弘 君
武 藤 俊 宏 君	吉 田 みな子 君
加 藤 陽 子 君	

2 欠席議員 2名

倉 橋 正 美 君	藤 澤 菊 枝 君
-----------	-----------

3 付議事件

日程3 議案第1号 高座清掃施設組合個人情報保護条例の一部改正について

日程4 議案第2号 平成29年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第3号）

日程5 議案第3号 平成30年度高座清掃施設組合一般会計予算

4 説明のため出席した者 10名

組 合 長 内 野 優 次	長 石 井 一 義
副 組 合 長 遠 藤 三紀夫	参事兼建設推進室長 小野沢 直 仁
副 組 合 長 古 塩 政 由	総 務 課 長 鈴 木 茂
会 計 管 理 者 内 海 達 也	施 設 課 長 守 屋 昌 治
事 務 局 長 志 村 裕 之	総務課建設推進室主幹 高 橋 学

5 出席した事務局職員 3名

総務課主査 渡部 陽子 総務課主任主事 山田 健太
総務課主任主事 菊地 康之

6 速記員出席者 1名

株式会社 澤速記事務所
速記士 大場 久美子

7 会議の状況 (午後2時30分 開会)

◎議長(京免康彦君) ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達し、会議は成立いたしましたので、これより平成30年第1回高座清掃施設組合議会定例会を開会いたします。

本定例会開会に当たり、組合長より招集のご挨拶をお願いいたします。組合長。

◎組合長(内野 優君) 平成30年3月定例会招集に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、年度末の大変お忙しい中、平成30年第1回定例会にご参集いただき、まことにありがとうございます。平成27年度から進めてまいりました新ごみ処理施設につきましては、平成30年度は建設事業の最終年度となり、新焼却炉の試運転なども始まります。引き続き、安全には十分な配慮をして竣工まで進めてまいります。そして、多くの市民の皆様にご足運んでいただくような施設にしていきたいと思います。

さて、本日ご提案申し上げます案件は、条例改正1件、平成29年度補正予算及び平成30年度当初予算を上程しております。議員の皆様には、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

◎議長(京免康彦君) 会議に先立ち、諸般の報告をいたします。

例月出納検査の結果報告については、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承を願います。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

これより日程に入ります。

日程第1 会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期を本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(京免康彦君) ご異議なしと認めます。よって本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。会議規則第99条の規定により、議長において、森下賢人議員、星野久美子議員を指名いたします。

次に、組合長より本定例会に上程される諸議案の一括説明を求めます。組合長。

◎組合長(内野 優君) それでは、本日ご提案申し上げます案件につきまして、一括してご説明を申し上げます。

初めに、日程第3 議案第1号 高座清掃施設組合個人情報保護条例の一部改正についてでございます。本条例案につきましては、個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、個人情報の定義、取り扱い等を改めたいものでございます。詳細につきましては事務局長から説明いたします。

次に、日程第4 議案第2号 平成29年度高座清掃施設組合一般会計補正予算(第3号)でございます。第1条といたしまして、繰越明許費の追加をしたいものでございます。詳細につきましては次長から説明いたします。

次に、日程第5 議案第3号 平成30年度高座清掃施設組合一般会計予算についてでございます。当初予算につきまして、基本的な考え方を述べさせていただきます。平成30年度当初予算につきましては、施設更新の確実な完成、既存施設の適正な維持管理、周辺環境整備の着実な推進、以上3点を重点に予算編成を行いました。新ごみ処理施設の整備事業につきましては、建設工事の工期最終年度を迎え、その完成に向けて確実に進めてまいります。また、周辺環境整備につきましては、第1工区の公園整備予定地の用地買収、建物等補償はおおむね終了し、公園整備工事を開始いたします。一般会計歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ112億3,516万3,000円とするもので、前年度比36.5パーセント、30億291万5,000円の増額となります。詳細につきましては事務局長から説明をいたしま

す。以上でございます。

◎議長（京免康彦君） 組合長の説明が終わりました。

それでは初めに、日程第3 議案第1号 高座清掃施設組合個人情報保護条例の一部改正についてを議題とします。

事務局長の説明を求めます。事務局長。

◎事務局長（志村裕之君） それでは、議案第1号 高座清掃施設組合個人情報保護条例の一部改正についてご説明申し上げます。

議案書の2ページをお開きいただきたいと存じます。提案理由につきましては、先ほど組合長より申し上げたとおりでございます。

第2条の改正は、定義規定の改正でございます。個人情報の定義について、第2号の規定を一部改め、新たに指紋認識データや運転免許証番号などの個人識別符号が含まれる情報も個人情報として追加し、個人情報の定義の明確化を図るものでございます。同条第3号には個人識別符号の定義を追加し、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。」と規定するものでございます。

第7条の改正は、個人情報の取り扱いの制限に関する規定の改正でございます。取り扱ってはならない個人情報を要配慮個人情報として改めて規定する改正でございます。改正前の条例では、思想、信条及び宗教など4項目の情報について取り扱ってはならないと規定しておりましたが、改正後は、要配慮個人情報として、人種など11項目の情報を取り扱ってはならないと規定する改正でございます。

第14条の改正は、オンライン結合による提供の制限を見直すものでございます。改正前の第14条第2項では、オンライン結合による保有個人情報の提供を新たに開始しようとするときは、高座清掃施設組合個人情報保護審査会の意見を聞かなければならないと規定されておりますが、ここで新たにただし書きを加え、法令等の規定に基づき提供するときなど5項目に該当するときは、審査会の意見を聞かずに、オンライン結合による個人情報の提供ができるとする改正でございます。

第16条の改正は、個人情報取扱事務の登録簿の記載事項を追加するものでございます。個人情報を取り扱う事務については、個人情報取扱事務を所管する組織

の名称などを記載した個人情報取扱事務登録簿を備えなければなりません。第7条の改正において要配慮個人情報について規定したことから、登録簿の記載事項に第6号として「保有個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨」とする規定を追加する改正でございます。

最後に附則でございますが、第1項は、改正条例の施行期日を平成30年4月1日とした上で、第7条の改正規定については、要配慮個人情報を取り扱う際に、審査会の諮問・答申が必要となる場合が考えられることから、施行期日を平成30年10月1日とするものでございます。

第2項は、経過措置として、改正条例の施行の際、現に要配慮個人情報の取扱事務を開始していた場合には、遅滞なく個人情報取扱事務登録簿へ登録する旨を定めるものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、よろしくご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、説明とさせていただきます。

◎議長（京免康彦君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。吉田みな子議員。

◎議員（吉田みな子君） この個人情報保護条例の改正なのですけれども、この3月議会でも各市でこの個人情報保護条例が改正をされてきています。それで、第14条2項のオンライン結合についてなのですけれども、これについては、法律の個人情報保護法の改正によるものではないと理解をしています。海老名市ではオンライン結合の制限の緩和ということになっておりますけれども、各市、近隣自治体で、このオンライン結合の提供の条件緩和を規定している条例について伺いをいたします。

◎議長（京免康彦君） 鈴木総務課長。

◎総務課長（鈴木 茂君） この3月の議会において、座間市さん、綾瀬市さんでも、海老名市さん同様に個人情報保護条例改正の議案があったと伺っております。しかしながら、このオンライン結合の条項はございませんでした。ですので、海老名市のみというふうに把握しております。また、県内においても、そのように把握しております。

◎議長（京免康彦君） 吉田みな子議員。

◎議員（吉田みな子君） そうなんです。オンライン結合の規定を盛り込んで

いるのは海老名市で、他市ではなかなか慎重になっているのが現状なんです。それで、海老名市の個人情報保護条例改正のときにも、やはりオンライン結合を急ぐ必要はないのではないかという慎重な意見もありました。そのことについては、高座の組合としては検討というか、議論はなされたのでしょうか。

◎議長（京免康彦君） 鈴木総務課長。

◎総務課長（鈴木 茂君） 従前お話しさせていただいたかと思うんですが、審査会の委員は、海老名市さんと同じ委員さんを任命していただいております。その関係上、私どもの委員と海老名市の委員と同じということで、同条件にするべきだろうという高座の事務局の考えがございます。ですので、私どもはここで上程をさせていただいたというものでございます。

◎議長（京免康彦君） 吉田みな子議員。

◎議員（吉田みな子君） このオンライン結合は、やっぱりマイナンバーを進めていくために、個人情報保護条例を各自治体でも改正して行ってほしいと内閣府から出ているのです。だから、やっぱり自治体では特に、個人情報の保護ということに関してはより慎重にして行っていただきたいと思います。これは要望いたします。

◎議長（京免康彦君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（京免康彦君） 質疑を終結いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（京免康彦君） ご異議なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（京免康彦君） 次に、賛成意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（京免康彦君） 討論を終結いたします。

（星野久美子議員退室）

これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長（京免康彦君） 挙手多数であります。よって議案第1号 高座清掃施設組合個人情報保護条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

(星野久美子議員入室)

次に、日程第4 議案第2号 平成29年度高座清掃施設組合一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

次長の説明を求めます。次長。

◎次長（石井一義君） それでは、議案第2号 平成29年度高座清掃施設組合一般会計補正予算(第3号)につきましてご説明申し上げます。

別冊の補正予算書の2ページをお開きください。第1表 繰越明許費は、翌年度に繰り越して使用できる経費を定めたいものでございます。5款土木費1項都市計画費の周辺環境整備事業は、用地交渉等に不測の時間を要したことにより、年度内完了が見込めないため、繰越明許費を設定するものでございます。翌年度繰越額は1,207万6,000円でございます。

本件の対象面積は245.35㎡、第1工区用地買収対象地の1.96パーセントでございます。こちらは地権者の内諾は得られておりました、代替地として農地を希望され、代替農地の提供者の内諾も得られております。しかしながら、年度内に税務署協議、農地法手続、契約から所有権移転登記等までを完了させる時間がないことから、今回、繰越明許費を設定させていただきたいものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、よろしくご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

◎議長（京免康彦君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長（京免康彦君） 質疑を終結いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長（京免康彦君） ご異議なしと認めます。よって質疑を終結いたしま

す。

これより討論に入ります。初めに、反対意見の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(京免康彦君) 次に、賛成意見の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(京免康彦君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

◎議長(京免康彦君) 挙手全員であります。よって議案第2号 平成29年度高座清掃施設組合一般会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5 議案第3号 平成30年度高座清掃施設組合一般会計予算を議題といたします。

事務局長の説明を求めます。事務局長。

◎事務局長(志村裕之君) それでは、議案第3号 平成30年度高座清掃施設組合一般会計予算につきましてご説明申し上げます。

予算書の9ページをお開きいただきたいと存じます。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ112億3,516万3,000円と定めるものでございます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

第2条、地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」によるものでございます。

第3条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」によるものでございます。

第4条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」によるものでございます。

第5条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入額の最高額は30億円と定めるものでございます。

10ページをごらんください。第1表 歳入歳出予算の1 歳入でございます。1 款分担金及び負担金16億8,127万円、2 款使用料及び手数料4億546万1,000円、3 款国庫支出金29億877万7,000円、4 款県支出金3億円、5 款繰越金2億円、6 款諸収入35万5,000円、7 款組合債57億3,930万円、歳入合計は112億3,516万3,000円でございます。

11ページの2 歳出でございます。1 款議会費125万9,000円、2 款総務費4億2,916万8,000円、3 款民生費2,419万9,000円、4 款衛生費103億4,100万5,000円、5 款土木費1億8,864万8,000円、6 款教育費1億2,507万円、7 款公債費9,581万4,000円、8 款予備費3,000万円、歳出合計は112億3,516万3,000円でございます。

12ページの第2表 継続費でございます。5 款土木費1 項都市計画費の周辺環境整備工事（1 工区）施工監理業務の総額は1,039万円、年割額は30年度207万8,000円、31年度831万2,000円でございます。周辺環境整備工事（1 工区）の総額は4億7,140万円、年割額は30年度9,428万円、31年度3億7,712万円でございます。

第3表 債務負担行為でございます。工業薬品購入は、期間が31年度、限度額が113万4,000円、機器校正業務は、期間が31年度、限度額が17万2,000円、分析業務は、期間が31年度、限度額は11万9,000円でございます。

13ページの第4表 地方債でございます。ごみ処理施設等建設事業の限度額が56億3,760万円、周辺環境整備工事（1 工区）の限度額が4,670万円、ごみ処理施設周辺道路改良及び搬入路舗装事業の限度額が5,500万円、限度額の合計が57億3,930万円でございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法は表に記載のとおりでございます。

15ページをごらんください。歳入歳出予算事項別明細書の1 総括でございますが、こちらの歳入につきましては省略させていただきます。

16、17ページの歳出でございますが、歳出合計の財源内訳で説明をさせていただきます。特定財源でございますが、国庫支出金が29億877万7,000円、県支出金が3億円、地方債が57億3,930万円、その他が4億568万円、一般財源が18億8,140万6,000円でございます。

18、19ページの2 歳入でございます。1 款分担金及び負担金1 項分担金1 目

分担金 1 節運営費分担金は13億4,870万円、内訳は、綾瀬市 3 億9,610万2,000円、海老名市 4 億4,829万4,000円、座間市 5 億430万4,000円でございます。2 節建設費分担金は 1 億9,073万4,000円、内訳は、綾瀬市4,170万3,000円、海老名市 7,583万2,000円、座間市7,319万9,000円でございます。3 節人件費分担金は 3,200万円、内訳は、綾瀬市1,000万円、海老名市と座間市が同額の1,100万円でございます。4 節周辺環境整備費分担金は 1 億983万6,000円、内訳は、各市同額の3,661万2,000円でございます。分担金の合計は16億8,127万円で、対前年度比 7 億3,703万3,000円の減でございます。

2 款使用料及び手数料 1 項使用料 1 目総務使用料 3 万7,000円は、電柱設置に伴う土地使用料等の行政財産使用料、次の 2 目教育使用料42万4,000円は、屋内温水プールの自動販売機等設置使用料の行政財産使用料でございます。次の 1 項使用料の合計は46万1,000円でございます。

2 項手数料 1 目衛生手数料 4 億500万円は、事業系一般廃棄物処理手数料で、単価は 1 キログラムにつき25円でございます。

20、21ページでございます。3 款国庫支出金 1 項国庫補助金 1 目衛生費国庫補助金 7 億3,204万7,000円は、ごみ処理施設建設事業に係る防衛省からの厚木飛行場周辺ごみ処理施設設置補助金でございます。

2 目土木費国庫補助金5,295万4,000円は、周辺環境整備事業に係る防衛省からの厚木飛行場周辺公園施設設置補助金でございます。

3 目交付金21億2,377万6,000円は、ごみ処理施設建設事業に係る環境省からの循環型社会形成推進交付金でございます。国庫補助金の合計は29億877万7,000円、対前年度比16億7,319万8,000円の増でございます。

4 款県支出金 1 項県補助金 1 目衛生費県補助金 3 億円は、ごみ処理施設建設事業に係る市町村自治基盤強化総合補助金でございます。

5 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金 2 億円は、純繰越金でございます。平成28年度決算額及び平成29年度の執行見込みにより、前年度より5,000万円減としたものでございます。

22、23ページでございます。6 款諸収入 1 項組合預金利子 1 目組合預金利子は 7,000円でございます。

2 項雑入 1 目雑入34万8,000円は、廃品売上代、雇用保険被保険者負担金等で

ございます。

次の7款組合債1項組合債1目衛生債56億3,760万円は、ごみ処理施設建設に係る事業債と県振興貸付金でございます。

2目土木債1億170万円は、公園整備及び道路整備に係る事業債と県振興貸付金でございます。組合債の合計は57億3,930万円、対前年度比20億7,270万円の増でございます。

24、25ページの3歳出でございます。1款議会費1項議会費1目組合議会費は125万9,000円で、対前年度比16万4,000円の減でございます。議員報酬、議会開催時の速記事務委託料など、議会運営に要する経費でございます。

26、27ページでございます。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費は3億7,738万5,000円で、対前年度比3,448万4,000円の増でございます。特別職と一般職の給料など総務関係職員等の人件費、職員健康診断委託料、最終処分場の借地料など、総務管理に要する経費でございます。

28、29ページでございます。2目財政管理費は4,357万1,000円で、対前年度比45万9,000円の増でございます。事務用消耗品費、清掃業務、警備業務などの委託料、電算機借料など、事務棟の管理運営などに要する経費でございます。

3目企画費は810万円で、対前年度比1,524万7,000円の減でございます。平成29年度からの2カ年の継続事業で、災害時の代替ルート整備のための土壌の形質変更に伴う土壌汚染調査委託料でございます。

30、31ページでございます。2款総務費2項監査委員費1目監査委員費は11万2,000円で、前年度と同額でございます。

32、33ページでございます。3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉施設費は2,419万9,000円で、対前年度比20万9,000円の増でございます。指定管理料など本郷老人福祉センターの管理運営に要する経費でございます。

34、35ページでございます。4款衛生費1項清掃費1目清掃総務費は5億8,006万8,000円で、対前年度比4,293万円の減でございます。施設課職員等の人件費、電気、水道などの光熱水費、電気保安業務などの委託料、下水道使用料など清掃総務に要する経費でございます。

2目塵芥処理費は8億4,525万5,000円で、対前年度比5億2,747万3,000円の減でございます。公害防止薬品の消耗品費、施設修繕費、焼却灰等の熔融処理に伴

う一般廃棄物処理、廃乾電池等の処理に伴う処理困難物処分、焼却灰等運搬積替業務など、既存のごみ処理施設や粗大ごみ処理施設などの維持管理に要する経費でございます。既存ごみ処理施設の稼働が10月までで終了し、その後は新ごみ処理施設の試運転が始まることに伴う消耗品費や施設修繕費の減額が、塵芥処理費減額の主な理由でございます。

36、37ページでございます。3目し尿処理費は3,976万1,000円で、対前年度比110万1,000円の減でございます。薬品などの消耗品費、施設修繕費や分析業務など、し尿処理施設の維持管理に要する経費でございます。

38、39ページでございます。4目ごみ処理施設建設費は88億7,592万1,000円で、対前年度比35億1,476万4,000円の増でございます。平成30年度が新ごみ処理施設建設の最終年度で、工事請負費が増額になることが、ごみ処理施設建設費増額の理由でございます。

40、41ページでございます。5款土木費1項都市計画費1目公園費は1億8,864万8,000円で、対前年度比991万6,000円の減でございます。測量調査、地盤変動影響調査、工事施工監理業務委託、工事請負費、水路暗渠化整備に伴う海老名市への交付金など、周辺環境整備としての公園整備に要する経費でございます。

42、43ページでございます。6款教育費1項保健体育費1目体育施設費は1億2,507万円で、対前年度比400万5,000円の増でございます。施設修繕費、指定管理料など、屋内温水プールの管理運営に要する経費でございます。

44、45ページでございます。7款公債費1項公債費1目元金は7,667万6,000円で、対前年度比3,923万3,000円の増でございます。し尿処理施設建設事業、新ごみ処理施設建設事業及び公園整備事業に係る起債等の償還元金でございます。

2目利子は1,913万8,000円で、対前年度比663万7,000円の増でございます。これは償還元金と一時借入金に係る利子でございます。

46、47ページでございます。8款予備費1項予備費1目予備費は3,000万円で、前年度と同額でございます。

48ページから53ページまでは給与費明細書、54、55ページは継続費についての調書、56、57ページは債務負担行為に関する調書、58、59ページは地方債の現在高の見込みに関する調書、63ページ以降は分担金の明細を記載してございます。

また、別冊として当初予算説明資料を配付させていただいておりますので、あわせてご高覧いただきたいと思います。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、よろしくご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

◎議長（京免康彦君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。佐々木弘議員。

◎議員（佐々木 弘君） 2点ほど質問したいと思います。予算書の26ページ、一般管理費、また、34ページの清掃総務費の中の職員人件費、それぞれ2億円と2億5,000万円について伺ってきたいと思います。

今年秋、先ほどの説明ですと10月末から新焼却施設での運営主体移行と、あと稼働開始ということで、それに伴って確認したいのですが、今現在、高座清掃施設組合として雇用している職員の皆さん、正職員、また臨時職員がいらっしゃると思うのですが、この秋のこういった変動に伴って、業務内容とか、あるいは職員体制をどう変更されるのか、まず1点伺いたいと思います。

次に2点目として、予算書の38ページのごみ処理施設建設費と、あと34ページの塵芥処理費もかかわると思うのですが、伺ってきたいと思います。こちらも10月末から新焼却施設でごみ焼却を開始して、現在の炉は焼却は終わるということで認識をしています。新炉がこの10月末から運行が始まるのですが、この新炉を動かしていく中で、トラブルが発生する場合の対応について伺ってきたいと思います。新炉ができたとき、旧炉はそのまま使わないとなったときに、余り考えたくないのですが、新しい炉で何かしらのトラブル、例えば機械的なトラブル等が考えられるのですが、そういった場合に、高座清掃施設組合としては、この来年度の予算の中で、リスク管理上どういった対応をとろうと考えているのか、準備しているのか。以上2点、伺いたいと思います。

◎議長（京免康彦君） 鈴木総務課長。

◎総務課長（鈴木 茂君） 非正規職員の対応についてお答えをさせていただきます。非正規職員は現在13名雇用させていただいております。事務嘱託員及び臨時的任用職員でございます。新ごみ処理施設に移った際に、現在と同じ作業をする職場はありませんので、現在、非正規職員の現場の職員の方々については、その任用期間の終了日をお知らせさせていただいております。また、女性で任用

させていただいております。臨時的任用職員は事務補助をお願いしております。この方々は3名でございます。以上でございます。

◎議長（京免康彦君） 守屋施設課長。

◎施設課長（守屋昌治君） 新施設試験運転期間中に新施設でトラブルが発生したときに、ごみ処理はどうするのかというお尋ねにつきましてご回答させていただきます。新ごみ処理施設は、不測の事態にも対応できるように、ごみピットの容量を大きくとってございます。このため、トラブル発生時には、新施設のごみピットにごみを最大限貯留して対応することとしてございますが、万が一貯留量を超えてしまいそうな場合には、バックアップとしまして、既設炉のごみピットへごみを一時的に貯留することを考えてございます。以上です。

◎議長（京免康彦君） 佐々木弘議員。

◎議員（佐々木 弘君） では順次再質問していきたいと思うのですが、先ほど非正規の職員のお話がありました。現場の方はわかりました。臨時職員の事務をやられている方で希望する職員の方には、事前に伺ったところでは、希望が全部かなうかどうかは別にして、高座としても最大限あつせんというんでしょうか、次の仕事場を探すのをお手伝いするというお話を聞いているのですが、そういったことは最大限努力をしていくかという点。

またもう1つ、先ほど伺いました正職員の体制は来年度どうなるのか、伺いたいと思います。

次に、大きい2つ目の点で再質問したいと思うのですが、この場合、例えばバックアップの方策があるということですが、例えばそれでも間に合わないような場合、新炉のほうが非常に深刻重大なトラブルで、正常化するまで期間が非常にかかるという場合、もうピットでは間に合わないのではないかと。また、現在の炉のピットに入れても、そこでも大変になってくるという場合は、やはり業務とか、あと周辺環境とかへの影響が非常に危惧されます。それで伺いたいのですが、万々そういうことになった場合は、今動かしている既存の炉をもう1回動かして焼却せざるを得ない、そういったことも出てくるのではないのかなと思うのですが、そういった対応に関しては検討はされているのかどうか、伺いたいと思います。

◎議長（京免康彦君） 組合長。

◎組合長（内野 優君） 職員の労働条件にかかわる問題ですから、総括的に私が答弁させていただきたいと思います。今、新しい業務につきましては、担当のほうで、どういう体制でできるかということ、いわゆる民間のできることに、こちらが行政責任を持っていく、高座としての処理施設の責任を持っていく、そういった形の中で何名必要なのかという分析をしっかりとしています。そういった中で、労働組合におきまして、いわゆる職員の身分保障をしろという意見も出ておりますので、そういったことをしっかりと踏まえながらやっていきたいというふうに思っています。

しかしながら、業務内容が多少変わるといのはやむを得なくなる可能性があります。しかしながら、そういった部分におきましても、職種とかそういった部分、採用時期の問題、いろいろありますので、労働組合に関する関係の中ではしっかりと整理していきたいというふうに思っていますし、あるいは職員に余剰人員ができたから首だというわけにはいきませんので、しっかりと業務をやっていただくというのが本来の姿であります。よって今までの関係でいくと、高座清掃施設組合、非常勤の職員が多くなっておりますけれども、ここ数年間、そういった状況があるために職員を採用してこなかったということも、環境としてつくってまいりました。今後そういった形の中で、では、ずっとゼロでいいのかというと、問題は出てきます。全員がやめて責任を果たす人間がいない、では三市から職員を呼び込むかという形もできないでしょう。そういった部分では、人事の管理計画をしっかりとつくって、今後の人件費が増大しないように、あるいは今後、将来に不安がないような人事管理計画をつくってまいりたいというふうに思っています。

2点目、先ほどからトラブルの話がありましたけれども、トラブルがあっては困ります。これは確実。だからこそ今年の秋から試運転をやるのです。本格的にやるのは来年の4月。試運転を6カ月やっていくことによって、こっちの炉は生きているわけですから、そこで6カ月やった段階でうまくいけばそのまま移行するということです。だから今年の秋が本格稼働ではないということ。いわゆる来年の4月から本格稼働でありますので、どうかその辺についてはご理解いただきたい。

焼却施設については、この高座だけがつくっているわけではないです。各市い

ろいろなところでつくられているのですね。近隣でも相模原、秦野もそうであり
ます。そういった状況を踏まえながら、いわゆる失敗が、トラブルがないように
しっかりとやっていくというのが責務でありますので、ご理解いただきたいとい
うふうに思います。以上でございます。

◎議長（京免康彦君） ほかに質疑ありませんか。松本春男議員。

◎議員（松本春男君） 今の佐々木議員のところを確認します。あつてはいけ
ないのだけれども、高座は今までバグフィルターが破れたりいろいろあったもの
で確認したいのですけれども、古い炉は、今年の10月から来年の4月までに、い
ざとなれば稼働できる状況になっているのかどうか、確認します。

◎議長（京免康彦君） 次長。

◎次長（石井一義君） 現在の既設の炉につきましては、秋の試験稼働に伴い
まして一応休止をいたします。休止をいたしますが、ご質問等にありましたよう
に、万々が一の場合、再稼働できるかどうかについて、その辺も調査をしながら
検討していく予定であります。

◎議長（京免康彦君） 松本春男議員。

◎議員（松本春男君） 再稼働できるようにというので、そこで一番心配なの
は、例えば今の燃料タンクに手続上、砂なんか入れても、できなくなったら大変
なんだけれども、その場合は、基本的に10月から来年の4月までは、環境基準が
いろいろありますよね、万が一そういうのがクリアしない場合は、古い炉が使える
状況はいつまで確保されるのか確認します。

◎議長（京免康彦君） 次長。

◎次長（石井一義君） さまざまな部分によって、どこまで時間的猶予がある
かというのが変わってきますので、その辺もよく調査をした上で検討してまいり
たいと思っております。以上です。

◎議長（京免康彦君） 松本春男議員。

◎議員（松本春男君） 3回目ですから、ちょっと確認なのですけれども、2
点お願い。10月から4月まで、例えば環境基準なんかの手続はどうなるのかと、
いざ古い炉を使わなくてはいけない場合に、例えば燃料タンクなんかをぶっ壊す
とか、そういうことは起きないのかどうか。その2点を確認します。

◎議長（京免康彦君） 施設課長。

◎施設課長（守屋昌治君） お答えいたします。新しい施設の試験稼働中に、12月に予備性能試験、2月に本性能試験ということで、排ガス等の環境調査を含めた試験が行われます。そここのところまでは旧施設につきましても、予算上、地下タンクの廃止の手續の前段としての清掃等は予算化はしてございますけれども、その予備性能試験の結果がわかるまでは、そちらの方の執行はとどめておきたいというふうに考えております。

◎議長（京免康彦君） ほかに質疑はありませんか。加藤陽子議員。

◎議員（加藤陽子君） 4点ほど伺います。1点目は、予算書13ページの地方債、ごみ処理施設等建設事業、18ページの歳入、分担金に関連して伺います。新ごみ処理施設に関する組合債については、2015年度は1億7,380万円、2016年度は20億6,400万円、2017年度は35億4,840万円ですが、新年度の事業費が88億7,500万円となってということもありまして、新年度の2018年度の組合債は56億3,760万円と大幅に増やしています。そうした中で、新年度は国の支出金の割合が増えるということですが、一方で、三市の分担金から成る一般財源からの拠出を今年度の4分の1程度にした理由について伺いたいと思います。

2点目ですが、予算書18ページの歳入、衛生手数料について伺います。新年度の事業系のごみは月に50トン増えるというふうに見込んでいますけれども、現状のごみ量でも新焼却炉の処理計画量をオーバーしているものですが、さらに増えるということで、事業系への対策について伺います。

3点目は、予算書の34から37ページの塵芥処理費の委託料について伺います。これまでの委託業務として、清掃業務、施設設備点検等、一般廃棄物処理、処理困難物処理、不燃物選別作業、分析業務、保守管理業務などありましたけれども、新施設となって、これら全てが特別目的会社に委託していく内容なのか伺います。

最後になりますが、4点目、説明資料の20ページ、ごみ処理施設整備事業に関連して伺います。処理量当たりの単価についてお聞きしたいのですが、昨年度、2016年度は更新前ということで、維持補修費も8.5パーセント減らしたためということをお聞きしています。そういったこともあって単価は約22円というふうになっているということでした。更新を考慮しないずっと以前のときは、2013年は30円、また2014年は28円と、処理量は25円を上回っていましたが、今度の

新焼却炉の処理単価について伺います。以上お願いいたします。

◎議長（京免康彦君） 総務課長。

◎総務課長（鈴木 茂君） 地方債の借入れの増加についてお答えをさせていただきます。三市の毎年の分担金については、大きな変動が生じないように予算編成を行ってございます。平成30年度に最も大きな負担となります建設工事請負費がでございます。これにつきましても毎年度、分担金に大きな変動がないように平準化をしてございます。また、平成30年度のうち大きく減額した分担金の種類は、既存施設の施設修繕の費用を大幅に削減したことによって生じた運営費の減額によって分担金が減ったということもでございます。また、起債につきましては、現役の世代と後年度の世代の世代間の調整を行うという意味もあって、そのような措置をとってございます。以上でございます。

◎議長（京免康彦君） 施設課長。

◎施設課長（守屋昌治君） 2点目の歳入の事業系の手数料に関しましてのお答えをさせていただきます。事業系一般廃棄物処理手数料の増額につきましては、構成三市が事業系一般廃棄物減量化に向けて現在施策を実施されておりますけれども、施策の効果が発揮されるまでには時間的なずれが生じるものと判断しまして、事業系ごみの搬入量は前年度予算計上量から1カ月当たり50トン増加というような想定をして、事業系廃棄物処理手数料を増額計上してございます。私ども組合のほうが事業系ごみの減量についてどういうふうを考えるかというところなのですけれども、組合での取り組みとしては、混入されている廃プラスチック類、こちらは産業廃棄物に該当するのでございますけれども、そちらをごみ内容物検査の対象としまして、搬入阻止することで減量につながるものと考えております。以上でございます。

◎議長（京免康彦君） 総務課長。

◎総務課長（鈴木 茂君） 処理コストについてお答えをさせていただきます。まず、新施設が稼働してございませんので、現時点で事業者の提案での数字ということでご理解いただきたいと存じます。1トン当たりの単価は約1万円でございます。ですので、キロ単位は10円でございます。これはあくまでも現時点の想定の数値でありまして、公債費や施設建設工事の費用等は含まれてございませんので、ご理解をよろしくお願いいたします。

◎議長（京免康彦君） 施設課長。

◎施設課長（守屋昌治君） 3点目のですね、既設の施設から新しい施設のほうに移行した場合の委託料等の費用についてはどういうふうな分担になるのかというふうなお尋ねでございましたけれども、新設炉の試験稼働が始まりますと、そこに対しての分析等の業務につきましては、基本的に建設事業者のほうの負担という形になっております。31年度以降、正式に稼働されるようになりましたら、運営事業者がそちらのほうを負担していくような形になってございます。用役費についても以上でございます。

◎議長（京免康彦君） 加藤陽子議員。

◎議員（加藤陽子君） いただいた答弁に再質問させていただきます。1点目の組合債と一般財源の関係のことですけれども、負担の平準化というお答えもいただきましたけれども、新炉の処理量は6万5,700トン、日量245トンということですが、焼却炉の建設費用というのはこの炉の大きさに変わってくるかと思うんです。今現在の市民のごみ量により設定されたと思うのですが、将来的には人口減少は避けがたいと思いますし、ごみ量も減っていくと予想されますから、なるべくならば将来の子供たちへの負担を少なく設定すべきと考えるところから、一般財源の負担をもう少し増やすべきだと考えるところですが、それについての見解を伺います。

まとめて言います。それから2点目、衛生手数料について、高座でやれることは、本来ならば事業者が産廃処理する廃プラのところを搬入阻止していくというお答えをいただきました。具体的にはどのようにやっていくのか伺いたいと思います。

3点目、今やっているそうした塵芥処理費の委託料の部分は、費用面では特別目的会社が負担するというふうなお話だったかなと思うのですが、実際、現状がどうなるかという分析も特別目的会社がしていくのかどうか確認しまして、運営するところが分析をして弊害がないのかなというちょっと心配がありましたことから、お答えいただきたいと思います。

最後の処理単価ですけれども、1トン当たり1万円ということで、やはり20年にわたる運営委託が大分下がることであるのかどうかの確認をしたいと思いますので、再度お願いします。

◎議長（京免康彦君） 組合長。

◎組合長（内野 優君） まず1点目の関係は、それぞれの一般財源という形でありますので、私からお答えしたいと思います。加藤議員がおっしゃるのは、組合債を減らして各市の一般財源を多くしろという話だと、私はそう理解をしています。そんなことをやったら各市が困っちゃうではないですか、はっきり言って。百何十億円を50億円ずつ出してくださいと言ったら困っちゃうわけですよ。市民サービスを全部カットしてできっこないのです。最低限度、一部事務組合というのはできる限りの借金をするわけですよ。借金をした上で、その部分を未来永劫、皆さんに返してもらいましょうよ、あるいは三市に住む人たちに返してもらおう、これが基本ですよ。学校と同じですから。学校をつくる、何かをつくるときに、借金をしないで一般会計で出しちゃったら後々問題が出るわけではないですか、だから一定の借金をするわけです。高座清掃施設組合の問題は、これは基本的には、私ども、建設計画をしっかりと皆さんに提示していると思いますよ、はっきり申し上げて。提示をした上でこの計画をつくって、何トンにします、その部分でこういった借金をします、そういうことを提示した上で着工しています。

今回は、はっきり言ってこの数年間良かったことは、2市の副組合長がいらっしゃいますけれども、感謝しているのですよ。防衛補助なんかもらうつもりはなかったんです、海老名は防衛補助をもらえないんだもん。だから、これは座間市と綾瀬市の厚木基地、座間基地があるおかげでこれだけのお金が来ているということは、海老名市にとってもプラスだし、三市にとってプラスなのですよ。それは本当に予定外だった。循環型社会を目指す環境省の補助金は補助率がしっかり決まっているのです。だけれども、それに加え防衛の補助金 came ということは、2市のフォローがあつてこそできたという形でございます。

そういった上で、できるだけ後年度の——いわゆる現役の皆さんにそれぞれ行政サービスをやっているわけですから。一般会計で払ってくれと言つたって、例えばの話、それぞれ財政規模が違うんですよ、はっきり申し上げて。そういった部分を考えていくと、高座清掃施設組合という形の中で建設計画をしっかりとつくり、その部分は、何年度にこうなります、いわゆる起債はこれだけ借金をしますと明確に議会の皆さんに提起をして、それは聞いたか聞かないかというのは交

交代でやっているところもありますから、それは議会の問題であります。私どもはちゃんとしっかりやっています。その上に立ってこういう提起をさせていただいていることをご理解いただきたいというふうに思っています。あと細かい部分については事務局から、よろしくお願いします。

◎議長（京免康彦君） 施設課長。

◎施設課長（守屋昌治君） 2点目の廃プラスチック類をどのように具体的に阻止というか、取り除くような手続をしていくかということなのですけれども、現行、ごみ検査で瓶類、缶類等の検査を従来から行っておりました。これは過去にそういうものが炉内に堆積してしまっていて、安定燃焼ができなかった、急に炉を止めなくてはいけないというようなことが起こっていましたので、それを目的にごみの内容物の検査というのが始まっておりましてけれども、ここに来てそちらのほうは、搬入物によるトラブルによる炉の停止というのが見られなくなりましたので、今後は廃プラスチックを検査対象として、ごみ検査機の検査のときに乗った車の中の廃プラスチック類の混入度合いとかを確認して、そちらのほうを指導というか、指導は高座ではなくて三市のほうが指導する権限をお持ちですので、私どもはこういう状況ですよというのをお伝えしていこうかなというふうに考えております。

それとともに、毎月、清掃手数料の請求書をお送りするときにあわせて、ごみの適正化の、こういうものは産業廃棄物なので受け入れできませんよというようにリーフレットを送っていかうというふうに考えてございます。これは毎月というわけではないですけれども、年に何回かという形で行ってまいりたいと思っております。以上でございます。

◎参事兼建設推進室長（小野沢直仁君） はい、議長。

◎議長（京免康彦君） 参事兼建設推進室長。

◎参事兼建設推進室長（小野沢直仁君） 3点目は分析を運営事業者が行うことに不安ということだと思っておりますが、まず今年の秋ごろからの試運転開始後から施設引き取りまでの間は、建設事業者が第三者機関、資格のある機関に依頼して分析を行うものであり、31年4月以降は運営事業者が同じく第三者機関に依頼して分析するものなので、そういった不安はないと思われまます。以上でございます。

◎議長（京免康彦君） 総務課長。

◎総務課長（鈴木 茂君） 先ほどの単価1万円の計算についてのご質問だと考えて答えさせていただきます。こちらについては、先ほどもお話しさせていただいたように、建設費や公債費などは含んでおりませんで、純然たる年間にかかる委託料を今現在想定される処理量で割った数字が単純に1万円というものでございまして、これが後々変動するのは当然のことで、現状の額としてのお答えにとどめさせていただければと思います。

◎議長（京免康彦君） 加藤陽子議員。

◎議員（加藤陽子君） ありがとうございます。1点目の答弁をいただきました。全額を組合債だとは思っておりません。そうした計画がされてきたことはありますけれども、組合債が1.5倍ぐらい増えて、一般財源から昨年度からすれば4分の1程度に減ったということで、少しそうした観点から必要ではなかったかと意見を申し述べさせていただきました。

2点目ですけれども、ぜひ高座の機能として、廃プラスチックの減量に向けてしっかりとやっていただきたいと思います。以上です。

◎議長（京免康彦君） ほかに質疑ありませんか。吉田みな子議員。

◎議員（吉田みな子君） では歳入のほうから伺います。18ページで、今、加藤議員のほうからも事業系ごみの考え方についてご質問がありましたので、大体内容はわかったのですが、基本的にプラスチックごみは産業廃棄物ですので、高座では受け入れることは本来できないものだと思うんです。今後は内容物検査、展開検査をプラスチックごみもしていくということだったのですが、今現在もプラスチックごみが多く混入しているということなのですが、混入割合をまずお伺いをしたいのと、今、缶や瓶は取り除いているとのことなのですが、ではプラスチックはどのように扱っておられるのか、現状の対応状況についてお伺いをいたします。

歳出のほうに行きます。38ページのごみ処理施設建設費なのですが、工事の進捗状況は先ほども全協のほうでご報告があったのですが、最近、近隣住民の方から、朝早くに作業が始まっていると聞いているのですが、現在の作業状況についてお伺いをいたします。また、工事契約上で作業時間の取り決めがどのようになっているのか、あわせてお伺いをいたします。

次が職員体制なのですけれども、先ほど質問もあったので、それに関係して伺いたいのですけれども、まず1点目が、その他特別職が今年度よりも1名増員になっておりますけれども、その理由についてお伺いをいたします。

それと確認なのですけれども、議案説明のときに、臨時職員の給与は10月までの分を予算化していると、そうお聞きしたのですけれども、実際、臨時職員の方が10月までなのか、それとも3月までお仕事をなさる方がいるのか、そのあたりをもう少し詳しくお伺いをいたします。

また、事務職員の方が報酬で予算化されておりますけれども、この事務職員の方の業務内容についてもあわせて伺います。

すみません、ページが前になりますが、34ページなのですが、最終処分場に関する費用の内訳を伺います。

また、最終処分場が借地ということなのですけれども、借地料はこれまで支払った総額がどのくらいになるか、お伺いをいたします。

次が36ページの衛生費の塵芥処理費、委託料なのですが、一般廃棄物処理について伺います。各溶融処理の内訳を伺います。また、新しいごみ処理施設になっても継続して今の溶融処理事業者に委託をされていくのか、お伺いをいたします。

それとあわせて36ページの工事請負費なのですが、焼却灰積替保管施設解体工事の事業内容と工事スケジュールについてお伺いをいたします。

最後にすみません、32ページ、民生費の社会福祉施設費なのですけれども、本郷老人福祉センターの指定管理料2,419万9,000円ですけれども、指定管理料の主な内訳、人件費だったり水道光熱費だったり、事業内容と、指定管理者が行っている自主事業があればお伺いをいたします。

それと、本郷老人福祉センターに浴室があるかと思うのですけれども、レジオネラ菌の測定状況についてと、過去にレジオネラ菌が基準値超えをしたことがあるかどうか、お伺いいたします。また、あわせて指定管理のプールのレジオネラ菌の測定結果についてもお伺いをいたします。以上です。

◎議長（京免康彦君） 施設課長。

◎施設課長（守屋昌治君） まず1点目の事業系ごみの検査のところ、プラスチックの混入割合はどのくらいですかということでお尋ねでございましたけ

れども、現状、今は廃プラスチックに的を絞っての搬入物検査というのはまだ行ってはおりませんが、瓶、缶を目的として搬入物検査をやっている車両に対して廃プラスチック類がどのくらいあるかというのは確認はしてございます。その中で、ほとんどの車に廃プラスチックが混入されております。ただし、程度としては全体の20～30パーセントぐらいが混入率だろうというふうに考えてございます。また、今は具体的に廃プラの検査という形では行っておりませんので、入ってきたものについてはそのままごみピットのほうに流すような形になってございます。以上でございます。

◎参事兼建設推進室長（小野沢直仁君） はい。議長。

◎議長（京免康彦君） 参事兼建設推進室長。

◎参事兼建設推進室長（小野沢直仁君） 工事契約上の作業時間の取り決めということからまず説明させていただきますが、工事契約上では具体的な作業時間は定めておりませんが、地元の方々のご協力をいただいて、作業時間を取り決めております。現在の作業時間は午前6時から午後10時までとなっております。今の工事状況につきましては、先ほど来から申し上げておりますが、来年4月の本格稼働に向け、今年の秋ごろから焼却炉などの試験運転を控えており、工事工程に絶対遅れは許されません。近年の異常気象の傾向から、ゲリラ豪雨の多発や台風の上陸が多くなることが予想されます。目久尻川が氾濫するような大雨がたび襲えば工事作業に大きな影響を及ぼします。現在、工事工程に遅れはございませんが、余裕のある工程ではございません。早目早目に工事工程の進捗を進めたいと考え、このような作業時間となりました。なお、現在のところ、地元の方々からはご理解をいただいており、作業時間に関する苦情はございません。以上でございます。

◎議長（京免康彦君） 総務課長。

◎総務課長（鈴木 茂君） 職員体制についてご質問がございました。まず最初に、その他特別職の内訳でございます。給与費明細書の特別職の表にあります特別職の内訳でございます。平成30年度は16名で、内訳が、監査委員が2名、事務嘱託員が4名、情報公開等審査会等の委員が10名でございます。そのうち1名の増でございますが、事務嘱託員が1名増となっております。この者の業務は公園事業用地の交渉の嘱託員というものでございます。

また、次にご質問がありました報酬での事務嘱託員の業務内容でございます。これについてご説明させていただきます。まず、施設課の第二清掃処理場での内容物検査業務の職員が2名おります。この者は週3日の勤務でございます。また、総務課の事務嘱託員が2名ございます。総括的な事務処理の業務をやってございます。この者も週3で勤務してございます。また、先ほどご説明させていただいた公園事業用地の交渉業務の者も週3で勤務をしております。計4名でございます。これが事務嘱託員4名の内訳でございます。勤務時間につきましては職員と同様でございます。

次に、臨時的任用職員の内訳でございます。この者は現状11名で予算化させていただいております。3名の事務補助職員については1年間の予算化をしております。また、現場作業職員については7カ月で8名の予算化でございます。平成31年度以降の任用については、現場の職員については任用が終了することになります。また、事務嘱託員については、今後、平成31年以降は検討の余地があると考えてございます。

次に、最終処分場の賃借料についてお尋ねがございましたのでお答えをさせていただきます。最終処分場の借地料についてです。最終処分場の借地については、昭和49年から平成28年度まで43年間で総額10億8,280万7,871円の支払い実績がございます。

最後に、本郷老人福祉センターの指定管理料について先にご説明をさせていただきます。指定管理料2,418万円の内訳は、人件費が1,100万、光熱水費が3,340万、送迎バスのリース代が520万、設備等の維持管理料が260万、自主事業に係る経費が40万、その他消耗品費等で156万円が計上されてございます。指定管理の自主事業についてでございますが、これについては、本郷荘の敬老の集い等、また、音楽講師の指導による童謡の合唱会、歌声広場やクリスマス等の催し物、また、ユズ湯等の温浴もされております。

最後に、浴室のレジオネラ菌の過去の実績についてですが、プール、センターについて、ともに基準値を超えたことはございません。また、本郷老人福祉センターについては、毎日お風呂のお湯を捨てるという交換作業を行っておりますので、循環ではございませんので、まず出ないのではないかと考えております。プールについては循環水でございます。こちらについては年6回の検査をしてご

ざいます。以上でございます。

◎施設課長（守屋昌治君） はい、議長。

◎議長（京免康彦君） 施設課長。

◎施設課長（守屋昌治君） 私のほうからは、5番目の委託料のうちの一般廃棄物処理、溶融の内訳のところと、6番目の焼却灰積替保管施設解体工事のスケジュールということで、2点お答えさせていただきたいと思います。一般廃棄物処理の各溶融処理の内訳でございますけれども、溶融処理委託は総額で3億8,502万8,640円でございます。この内訳としまして、中央電気工業、こちらのほうでは焼却灰、煤塵の固化灰を委託処理しておりますが、3,780トン、1億9,268万9,280円。メルテック、こちらと同じく焼却灰と煤塵の固化灰を処理を委託しておりますけれども、2,700トン分ということで1億4,842万4,400円。A S Rリサイクリング鹿島、こちらは粗大ごみ処理施設から出てきた破碎した不燃残渣、焼却できない残渣ですけれども、そちらのほうを委託処理しておりますけれども、810トン、4,391万4,960円というような内訳となっております。

続きまして、焼却灰積替保管施設解体工事のスケジュールでございますけれども、工事の日程としては、平成31年1月の初めごろから2月の終わりごろまでを計画してございます。以上でございます。

◎議長（京免康彦君） 吉田みな子議員。

◎議員（吉田みな子君） では、順次再質問いたします。歳入のほうで、廃プラが全体の2～3割とかなり多く混入していて、しっかりと検査をしていない、目視という感じだと思うのですけれども、これから検査をしてしっかりと各市に情報提供していただきたいと思いますと思っております。今プラスチックのごみを焼却しているということなので、やっぱり産業廃棄物ですから、そのあたりの指導は本当にしっかりとやっていただきたいと思います。

2月に視察に行った武蔵野のクリーンセンターで、事業系ごみの減量を進めるための取り組みをお聞きしたんですけれども、やっぱり事業者に対して分別指導を続けること、あとは資源化の指導を続けてきたことと、搬入手数料を1キログラム当たり20～40円上げたということも大きな効果があったとお聞きをしています。今後、来年度から本格的に内容物検査、展開検査をされていくということなので、そこはしっかりと検査をして、プラスチックのごみの量をちゃんと把握を

して、結果を各市にもフィードバックして伝えていただいて、各市にちゃんと情報提供して情報共有して行って、事業系ごみの特に廃プラスチックの分別の徹底を指導していただきたいと思います。ぜひそちらのほうは各市と連携してやっていただきたいと思います。

歳出のほうで工事のことなのですが、6時から22時になったのは、いつごろから時間変更されているのかをお聞きしたいのと、工事の遅れは今はないということではあったのですが、作業時間をかなり長く設定をしていますので、時間変更のきっかけとございますか、なぜ6時から22時まで延ばしたのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

それと職員体制について、ご答弁でわかったのですが、先ほど組合長もおっしゃっていましたが、正職員を退職不補充ということで、臨時職員でかなり頑張って仕事をなさってきたということはわかるのですが、12月の臨時議会でも求めましたけれども、臨時職員の方のボーナスについてはやっぱり出していただきたいと思うのですが、そのあたりの平成30年度の考え方はどのようになっているか、お伺いをいたします。

最終処分場の借地料についてなのですが、やっぱり10億円を超える借地料が支払われているということで、高座のほうで買い上げも検討しているというお話は聞いてはいますが、相手のあることというのも承知はしているのですが、借地契約で借地賃貸借の期間はどのように設定されているのか。満了というものがあるのであれば、それに伴って買い上げということも検討できないのかどうか、お考えをお伺いいたします。

それと塵芥処理費の委託料についてなのですが、特にメルテックに委託しているうち溶融処理ができなかった残渣については、仙台にある民間の最終処分場に埋め立てをしているということと、高座の職員の皆さんも年に1度は視察とございますか、現地に行かれていますとお聞きしているのですが、高座清掃施設組合から排出されて最終処分場に搬入されている埋立量の実績と、来年度、平成30年度の見込み量、それと仙台の最終処分場が受け入れられる埋立量と残余年数をお伺いいたします。

それと本郷の老人福祉センターのことで、まずはレジオネラ菌がこれまで出ていないということで、安心をいたしました。それで指定管理料の主な内訳で、人

件費が1,100万円ということだったのですけれども、本郷の老人福祉センターの運営をお聞きすると、1日1団体の受け入れだけということでもありますし、今、何人体制で運営をされているのか、お伺いしたいと思っています。

それで、2,419万円の指定管理料は高いのではないかなというふうに私は感じているのです。今、本郷の老人福祉センターは無料で使うことができ、お風呂もあって、とてもいい施設だと思っておりますけれども、例えば海老名市のコミュニティセンターも無料で使っているのですけれども、維持管理経費は1館大体1,500万円なのですよね。業務委託は1館で大体1,000万円なのですが、利用者数だったり開館時間から見ても、この本郷の老人福祉センターの指定管理料について精査が必要なのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

◎議長（京免康彦君） 組合長。

◎組合長（内野 優君） 総括的に私のほうから答弁いたします。工事期間の時間でありまして、当然地元の了解を得てやっていますから、それが長くなるならないの問題ではなくて、地元のそれぞれの対策委員会にお話しして、こういう時間でやっているということでご理解ください。吉田議員さんに苦情を言った方はいらっしゃいますが、私ども、地元にはちゃんと対策委員会ができていますので、十分話をしています。しかしながら、大型トラックがもしも住宅地に入ってくる場合については、言っただけならばそういうのは指導していきたいというふうに思っています。いつ工事の拡大をしたかしないかの問題ではなくて、発注するのはうちであって、受注した側は工期をちゃんと間に合うようにやっていく。この問題について、あの周辺に住宅はありませんから、当然うちも24時間ごみの処理をしていますので、そういった部分を考えれば、その工事期間内に問題があれば言っただけであればいいというふうに思っています。

それともう1つ、臨時の問題でありますけれども、原点は、高座清掃施設組合の職員は海老名市の職員に準ずるという制度がちゃんとあります。よって高座清掃施設組合は、それぞれのは持っていますけれども、給料については海老名市の職員に準じているわけでありまして、臨時もそうあるべきだと思います。よって、うちの議員さんは、うちの議会でもここで臨時にボーナスをつけろ、つけろという話がありましたけれども、うちは、そういった形の中で、議会でも説明しているじゃないですか、そういった形の中で準じているということで、よろしく

お願いしたいというふうに思っています。

もう1つは賃料の問題、10億円が多いという問題がありますけれども、私ども、地権者にちゃんと買い上げたいという話でお話ししています。しかしながら、地権者は地権者の意向がありますので、そういった意向の中で賃貸借契約がこのまま継続しているという形でございまして、ご理解をいただきたいというふうに思います。

先ほどのメルテックの話、細かい部分はありますけれども、受け入れ体制がどれだけのキャパがあるかないかという問題ではなく、受け入れるということはキャパがあるから受け入れるのです。その部分ではどれだけの量があるかというのは、担当職員が把握しているかわかりませんが、把握している場合はお答えしたいというふうに思います。

あと本郷荘の指定管理については、私ども、指定管理をやるということにおいて、プロポーザルをちゃんと受けてやっています。そこについて賃料が高いのか安いのかではなくて、受けたプロポーザルの中で選考委員会をやっていますので。先ほどから聞くと、こっちで臨時にボーナスをつけろ、こっちは人件費が高いつて、おかしいのではないかと。首尾一貫、はっきり申し上げて。うちのコミセンと本郷荘を一緒にすること自体に問題があると私は思っています。本郷荘は、はっきり言って民間の指定管理でやっています。うちのコミセンは、過去でもそうですけれども、地域にお願いする人件費も多少の部分であって、あと管理運営は全て行政財産ですからやっています。そういった部分で高い安いの問題ではなくて、それは今までのお金できたわけですから、今さら始まったことではなくて、そういった指定管理をやっている部分においてはその部分で、人件費が高いといったら、じゃ、その人件費をもっと安くすれば安い賃金が生まれちゃうじゃないですか。先ほどは臨時にボーナスをつけろって、何か言っている論点が一貫性がないと私は思っておりまして、以上でございます。

◎議長（京免康彦君） 総務課長。

◎総務課長（鈴木 茂君） まず、最終処分場の借地の期限でございます。契約書上は自動更新をとらせていただいております。ですので双方異論がなければ自動的に更新をして、閉鎖するまでの期間ということになるかと思っております。今、組合長もお話しいただきましたが、借り上げについては、地権者の意向も当

然ございますし、また、それについては多額の費用が生じますので、構成三市の所管課と十分協議をして、その費用が負担できるということになりました際には買い上げが実施されると考えてございます。以上でございます。

◎議長（京免康彦君） 施設課長。

◎施設課長（守屋昌治君） 焼却灰の熔融処理委託をしているメルテックの熔融処理後の残渣の、仙台の最終処分場の状況ということでお尋ねがございましたけれども、今年度、現地確認した状況をお話しさせていただきます。まず、仙台の最終処分場が受け入れられる埋立量は321万 m^3 となっております。現時点で埋め立て可能な残量ですけれども、73万 m^3 となっております。今、埋立容量の80パーセント近くを埋め立てしておるということで、こちらのほうは、東日本大震災のときのごみを受け入れた状況で、計画よりも早くなっているということは聞き及んでございます。あと何年で満杯になるかということは、ちょっとそのところはお答えがなかったそうでございますけれども、第4期として170万 m^3 の増設工事を平成29年9月から、計画して、この時点では実行するというもので聞いておまして、工事が行われれば十分な容量があるのかなというふうには考えてございます。以上でございます。

◎議長（京免康彦君） 吉田みな子議員。

◎議員（吉田みな子君） 最終処分場については閉鎖するまでということで、特に何十年、20年とかということではなくて、閉鎖するまで借地の契約は続いているということなんですね。わかりました。本当に継続的に交渉していただきたいと思います。

それで、先ほど仙台の最終処分場の受け入れキャパがあるから受け入れているのだと組合長はおっしゃいましたけれども、キンキクリーンセンターは今裁判を起こされていて、受け入れキャパを超えた状況で受け入れているわけですね。だから、やっぱりそのあたりとして、今高座から排出されている埋め立てごみが最終処分場に行っているということで、どのぐらい最終処分場のキャパシティーがあるのか、残余年数でどのぐらいあるかということ把握することは必要だと思います。基本的には、本来は自区内処理が原則だと思います。それができないために遠く運ばれているということで、知る必要があると思うんです。だからやっぱり私は、最終処分については全量リサイクルということで説明とかもある

んですけれども、実際、最終処分場に埋め立てているということも、ぜひそこは説明のときに伝えていっていただきたいなということと、それと高座のごみ処理に関する情報を、ぜひもっと市民に広く伝えていっていただきたいなと思っておりまして、以前も議会で意見があったと思うのですけれども、広報紙等を作成していくことも1つだと思いますけれども、その点についてはいかがでしょうか、ご見解を伺います。

それと指定管理のことですけれども、人件費が高いとかで筋が通らないとおっしゃいますけれども、臨時で働く方と指定管理のことはやっぱり分けて考えるべきだと思いますよ。指定管理者制度は、民間のノウハウを生かして低コストで、最少のコストで最大のサービスをするということが前提で指定管理者制度を導入しているはずなので、ぜひそのあたりは整理していただきたいなと思っているのですが、先ほどお答えがなかったので、今、本郷荘は職員が何人体制でどのような業務に当たっているか、ご答弁漏れがあったのでお答えいただきたいのと、本郷荘は古いかもしれないですけどもいい施設だと思いますので、ぜひ広く周知をしていっていただきたいのですが、今後の周知の仕方についてお考えがあればお伺いをいたします。

◎議長（京免康彦君） 組合長。

◎組合長（内野 優君） まず仙台の問題の、どれくらいのキャパがあるかちゃんと調べてその部分って、いわゆる新炉をつくって三菱マテリアルという会社に任せて、そのとき建設費とこれからのランニングコストと廃棄物の最終処分地、灰の処分まで請け負ってもらっているのですよ、これからもらうのですよ。うちが自ら決めるのではなくて、うちはどこに行くかというのは点検をしますよ、だけれども、うちが灰をどこへ処分するかということはもうないのですよ。それで苦労したことによって新しい方式の契約を示しているじゃないですか、DBOと。そこまで昔から積み重ねてきて、灰は仙台に持っていつている、今は大丈夫かもしれないがこれからどうするんだって、これからは受けた業者が運営の中で灰まで処分すると契約を結んでいるのですよ。これはちゃんと説明していますよ。説明している上に当たって、その部分は私は知らなかったと言われたって、先ほど言ったように、借金から全て計画をしっかりとっているわけですよ。それ自体、これから仙台に持っていく、メルテックに持っていく、この部分

は三菱という会社が受けるのですよ。うちはいわゆる責任がありますから、どこに処分するかということは一般廃棄物処理の法律にのっとって、ちゃんと審査点検するのですよ。だから受けるのはうちが探すのではなく、それまでやっていただかないとうちも大変だったので、そういった部分の焼却灰については慎重にやってきた、そういう契約を結んでいるということで——もっと調べてください、はっきり申し上げて。

それからもう1つ、本郷荘が何人体制じゃなくて、あれを委託する場合について積算をして、こうやってプレゼンテーションを受けた結果で選考委員会が指定管理を決めているのですよ。それについては、担当はちゃんと毎年毎年、本郷荘の実績から報告していると思います。ところが、あそこで収益をどんどん上げられるか。吉田みな子議員はいい施設だと言っていますけれども、あれは本当に老朽化しちゃっているんですよ。老朽化して、これから建て替え計画なのですよ。本郷荘の建て替え計画をやっているのに、いい施設だって、壊せなくなっちゃうじゃないですか。もう基本的にああいう施設というものは、今後もう少し考えないといけないということで、温浴施設とかそういったものを計画の中にしっかり位置づけていますよ。今、問題は、その位置づけたものについて地元が、今のところにつくり直せるか、こっちに持ってこいとか、今いろいろ調整をしている段階であって、あの施設が指定管理で高い安いの問題じゃなくて、もう最終局面に入っているということです。最終局面に入っている施設を、ここで安い高いの問題ではなくて、積み重ねたお金の中でそれががんと上がっていればいいけれども、ちゃんと例年どおりやっていますから、そういった問題について——吉田議員さんはこの議員になるのは初めてかもしれませんが。だけれども知り得ていると思います、はっきり申し上げて。私ども、資料をちゃんと議会に渡していますし、はっきり申し上げて、

—————そういった関係の中でしっかりと私どもは報告しておりますので、その辺を十分検討していただいで質問をお願いしたいと。以上でございます。

◎議長（京免康彦君） 総務課長。

◎総務課長（鈴木 茂君） 広報紙について、広報活動についてのお話をさせていただければ、今後、三市の広報を通して高座は広報をすべきだと考えてござ

います。これについて研究検討させていただいて、高座の記事を三市の広報紙に載せていただくような格好で、三市の方々にアピールをさせていただければと思っております。以上です。

◎議員（吉田みな子君） 人員体制、答えていないので、人員体制を教えてください。

◎総務課長（鈴木 茂君） 4名です。

◎議長（京免康彦君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（京免康彦君） 質疑を終結いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（京免康彦君） ご異議なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（京免康彦君） 次に、賛成意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（京免康彦君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

◎議長（京免康彦君） 挙手全員であります。よって議案第3号 平成30年度高座清掃施設組合一般会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6 一般質問を行います。

この一般質問は、3月15日午後5時までに通告のあった1名の議員の発言を許します。加藤陽子議員の発言を許します。

◎議員（加藤陽子君） 座間市議会の神奈川ネットワーク運動の加藤陽子です。これより一般質問を行います。

今回の一般廃棄物処理基本計画の改定案について伺います。2016年度の三市の搬入量は7万3,964トンでした。しかし、現在の一般廃棄物処理基本計画では、

3年後の2021年度の焼却量目標値を約6万2,000トンとして、また、新焼却炉の施設整備基本計画においても、処理量は6万5,776トンとして建設しています。こうしたことから、さらなる資源化・減量化が必要な状況です。

今回の一般廃棄物処理基本計画の改定案では、家庭系ごみ有料化に向けての検討の項目に変化がありました。これまでは三市ともに一緒の欄に、有料化及び個別収集等に関する検討を三市清掃行政連絡協議会で継続しますと書かれていました。しかし、今回の案では、綾瀬市と座間市がこれまでと同じ記述に対し、海老名市は別建てとなり、海老名市環境審議会において、有識者を集め、家庭系ごみの有料化を含めた減量化策について検討を行いますとの記述が加わりました。現在、海老名市が有料化に向けて動いているとのことですが、減量の必要性の1つに地元負担への配慮を挙げていると聞いています。高座清掃施設組合が2010年に地元と締結した協定書では、三市のごみの収集体制、分別、有料化等の統一化について、未解決の事項として確認しています。また、2012年の高座清掃施設組合処理場対策協議会との施設更新に関する基本協定書では、ごみの減量化を図るとともに、大型車両の導入等、搬入車両の減車を行い、また、車両点検整備の徹底により、道路及び周辺環境の汚染を生じないように改善に努めることとしています。高座清掃施設組合は、減量、車両の減車の課題について、三市の問題として地元と対応していると考えるところですが、これについての見解を伺います。1回目の質問を終わります。

◎議長（京免康彦君） 組合長の答弁を求めます。組合長。

◎組合長（内野 優君） 加藤陽子議員のご質問にお答えいたします。言われたとおり、改定の処理計画ではちゃんとそういうふうな形になっております。しかしながら、地元対策等もありますけれども、最終的にごみの有料化等の問題については各市の判断であります。高座清掃施設組合が有料、無料を指示することではありません。いわゆる直結しますから、それは当然、私ども高座清掃施設組合は廃棄物の処理をする場所であって、その中では計画の中で、近々の状況と減量化に向けてみんなで努力していきましょうという話があります。だけれども、その無料を有料化していくというのは各市の判断であるということでご理解いただきたい。海老名は海老名で今判断し、やろうとしていますけれども、今、中間報告の段階でありますので、今後、本格答申があれば、海老名として私も判断を

するという形で、高座の組合長として各市の状況を判断する状況ではありませんので、それは各議会で議論をしていただきたいというふうに思っています。あと細部にわたっては次長のほうから答弁します。以上でございます。

◎議長（京免康彦君） 次長。

◎次長（石井一義君） それでは、高座の対応というか、取り組みということですけども、あくまでも高座は構成三市と三市協という協議の場を設けていますので、そういった中で地元の要望等も踏まえて、それを伝える中で、三市とともにいろいろ検討していくという姿勢であります。以上です。

◎議長（京免康彦君） 再質問ありませんか。加藤陽子議員。

◎議員（加藤陽子君） いただいたご答弁に再質問させていただきます。今し方のご答弁で、高座は三市とともに考えていくというご答弁をいただきました。有料化の問題というのは、資源化策を尽くして、市民との丁寧な協議の上に、そして同じ焼却炉を使用する三市で取り組むべきと考えるところであります。地元との約束であります車両の減や、また搬入量の減というのは、やはり三市の問題ではないかと考えておりますけれども、三市足並みをそろえて取り組まないことになった場合の影響についてどのように考えていらっしゃるのか、伺いたいと思います。

◎議長（京免康彦君） 次長。

◎次長（石井一義君） あくまでも三市及び組合それぞれ独立した自治体でございますので、三市の行うものについては三市でそれぞれご判断をいただいて取り組んでいただくということと、関連する高座の関係につきましては、そういった協議の場で高座の考えを伝えていくというスタンスでございます。以上です。

◎議長（京免康彦君） 以上で加藤陽子議員の一般質問を終結いたします。

（吉田みな子議員「議長、動議。議長、動議お願いします」と呼ぶ）

◎議長（京免康彦君） 今、吉田みな子議員から動議という声がかかっているんですけども、理由を、吉田みな子議員。

◎議員（吉田みな子君） 先ほどの質疑の中で、組合長から、—————
—————発言がありましたけれども、そのことについては、無関係ですし、そのことの実態も含めて関係ないことなので、取り消しをしていただきたいと思います。

◎議長（京免康彦君） 暫時休憩します。

（休憩午後 4 時12分）

（再開午後 4 時13分）

◎議長（京免康彦君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。組合長。

◎組合長（内野 優君） 先ほど吉田みな子議員への答弁の中で、————
————と言いましたけれども、その部分については削除をお願いしたいと思います。以上でございます。

◎議長（京免康彦君） 今、組合長のほうからも話がありましたが、削除するというので皆さん方にお諮りしたいのですが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（京免康彦君） ご異議なしと認めます。そのようにしていただければと思います。

以上で本日の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして会議を閉会といたします。議員の皆様には大変ご苦労さまでした。

（午後 4 時14分 閉会）

以上は、会議の顛末であるが、その内容に相違ない事を証するために、ここに署名する。

平成30年 3 月29日

高座清掃施設組合議会議長 京 免 康 彦

高座清掃施設組合議会署名議員 森 下 賢 人

高座清掃施設組合議会署名議員 星 野 久美子